

◇ 巻頭言 （農地中間管理事業の着実な推進を）

あけましておめでとうございます。

昨年中は、農地中間管理事業の進捗をはじめとして、当公社の事業推進に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。本年も、また引き続きよろしくお願い申し上げます。

平成 25 年 12 月に農地中間管理事業の推進に関する法律が成立してから、早くも 3 年目を迎えました。この間、関係の皆様のご協力を頂き、着実に担い手への農地の集積や集約は進みつつあります。しかしながら、全国各都道府県の進捗状況から見ると、本県における実績はまだまだ少なく、一層強力な推進が求められております。

特に、本県農地面積の 4 割を占める茶園を主とする樹園地の集約が喫緊の課題となっています。地域によっては、乗用型茶園管理機が利用できる茶園でも、防霜ファンの故障をきっかけに耕作を断念する茶園や、貸出したくても受け手が見つからない茶園が増加しつつあります。国や県では、農地中間管理事業の重点実施区域を対象に、集約した茶園等において機械効率の向上を図るための区画の拡大、進入路や枕地の整備、防霜ファンの整備などが、きめ細かく迅速にできる「農地耕作条件改善事業」を用意しています。しかも、この事業は茶改植事業と併用ができます。今こそ、本事業等を活用して、地域ぐるみ、茶工場ぐるみの茶園の集積を進めて頂きたいと考えています。

また、昨年 9 月に農業委員会法が改正されて、従来は任意業務であった農地の集積・集約が本年 4 月からは必須業務となります。各農業委員会は「農地利用最適化推進委員」を設置して、農地中間管理機構と連携しながら農地利用の最適化の推進に取り組むこととされております。私ども、機構もこのような新しい動きの下に、各農業委員会はもとより、県や市町、農協や土地改良区などと連携しつつ、一層強力に農地中間管理事業を進めて参りますので、よろしくお願い申し上げます。

（理事長 瀧 昇悟）

1 これまでの実施状況

これまでの公募及び、利用権の設定状況は次のとおりです。これから手続きを開始する案件を含めて、平成 27 年度末に 500ha の集積を目指して、積極的に推進します。

(1) 公募の実施状況

年度	実施市町数	延べ公募区域数	延べ応募数	延べ応募面積	
26 年度（4 回）	33 市町	57 区域	231	534.5 ha	
27 年度（3 回）	34 市町	191 区域	1,193	1,881 ha	9 月公募迄
現在有効応募	-	-	980	2,371.5ha	12 月末有効

(2) 借受け、貸出しの状況

（単位：人数；人 筆数；筆 面積；ha ）

年 月	*借入（中間管理権）			*貸出（貸借権）			備考
	人数	筆数	面積	人数	筆数	面積	
26 年度（27.3 末迄）	384	782	72.3	9	306	14.9	
27 年度（27.12.1 迄）	716	1,616	169.7	88	1,291	142.0	
27 年度（12.2 以降予定）	841	2,226	220.3	262	3,027	305.4	
27 年度末累計見込み	1,941	4,624	462.3	359	4,624	462.3	H27.12.17 現在

*平成 27 年度末見込みは、手続きに着手している案件

※端数整理により合計が合わないことがあります。

(3) 市町村別の借受け、貸出し見込み（*平成 27 年 12 月 17 日現在の平成 28 年 3 月末見込み）

市町名	借入れ	貸付け	市町名	借入れ	貸付け	市町名	借入れ	貸付け
東伊豆町	3.7	3.7	富士市	12.8	12.8	磐田市	4.5	4.5
南伊豆町	1.9	1.9	富士宮市	39.2	39.2	袋井市	9	9
松崎町	1.4	1.4	静岡市	56.4	56.4	掛川市	85	85
沼津市	11.4	11.4	島田市	7.5	7.5	菊川市	117.7	117.7
三島市	6.1	6.1	焼津市	2.6	2.6	御前崎市	1.6	1.6
御殿場市	11.6	11.6	牧之原市	4.6	4.6	森町	6.2	6.2
裾野市	1.2	1.2	吉田町	2.2	2.2	浜松市	70.2	70.2
函南町	3.4	3.4				湖西市	0.1	0.1
小山町	2.0	2.0					462.3	462.3

2 公募に応募されている担い手の状況

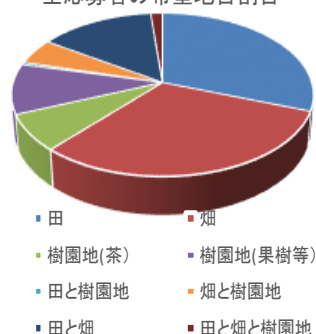
担い手の方々が、農地中間管理事業を利用して農地を借受けようとする場合には、機構が行う受け手の公募に応募する必要があります。応募の有効期間は1年間で、現在有効応募者の希望内容は、下表のとおりです。

有効応募者の希望農用地(H26.12公募～27.9公募の応募者・面積)

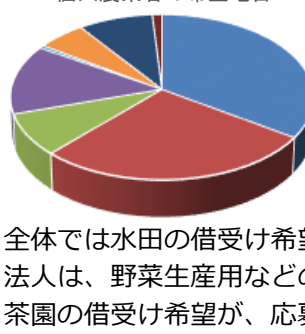
希望農地の区分	全 応募者				個人 応募者				法人 応募者			
	人数 (人)	面積 (ha)	地目別 比率 (%)	平均応 募面積 (ha)	人数 (人)	面積 (ha)	地目別 比率 (%)	平均応 募面積 (ha)	人数 (人)	面積 (ha)	地目別 比率 (%)	平均応 募面積 (ha)
田	276	725.0	30.6%	2.6	258	583.0	34.4%	2.3	18	142.0	21.0%	7.9
畑	260	735.0	31.0%	2.8	221	467.5	27.6%	2.1	39	267.5	39.5%	6.9
樹園地(茶)	94	171.5	7.2%	1.8	82	139.5	8.2%	1.7	12	32.0	4.7%	2.7
樹園地(果樹等)	198	235.5	9.9%	1.2	197	231.5	13.7%	1.2	1	4.0	0.6%	4.0
田と樹園地	7	11.5	0.5%	1.6	6	9.5	0.6%	1.6	1	2.0	0.3%	2.0
畑と樹園地	66	121.5	5.1%	1.8	60	96.5	5.7%	1.6	6	25.0	3.7%	4.2
田と畑	68	337.0	14.2%	5.0	54	147.5	8.7%	2.7	14	189.5	28.0%	13.5
田と畑と樹園地	11	34.5	1.5%	3.1	8	19.0	1.1%	2.4	3	15.5	2.3%	5.2
合計	980	2,371.5	100.0%	2.4	886	1,694.0	100.0%	1.9	94	677.5	100.0%	7.2

- ◇有効応募者：
980 経営体
うち法人 94 社
- ◇応募面積
2,371.5ha
個人：71.4%
法人：28.6%

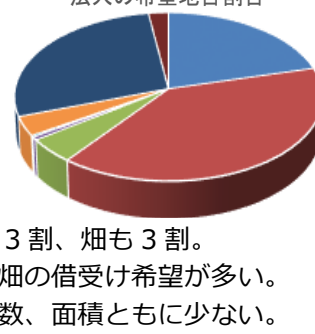
全応募者の希望地目割合



個人農業者の希望地目



法人の希望地目割合



- ・全体では水田の借受け希望が3割、畑も3割。
- ・法人は、野菜生産用などの素畑の借受け希望が多い。
- ・茶園の借受け希望が、応募者数、面積ともに少ない。

◇当面は貸出農地が不足、今後は担い手の不足が課題

平均借受希望面積は、個人が1人当たり1.9haに対し、法人は、1社当たり7.2haです。中でも果樹用の樹園地の借受け希望者数が、全体の2割(面積は1割)ですが、JAしみず管内の基盤整備された農地における農地中間管理事業の活用が進んでいます。

有効応募面積2,371.5haに対し、平成27年度末までの事業実施面積は、約500haで、希望に対して2割ほどに止まっており、貸出して頂ける農地が大幅に不足しています。

有効応募者980経営体のうち、認定農業者は566経営体で、応募者の58%です。一方、平成27年度当初現在の県下の認定農業者は約5,500経営体ですが、このうち農地中間管理事業に応募している認定農業者は、約1割に止まっています。本県農業の主体を担っている認定農業者からの農地の借受け希望が少ないことは、今後の農業従事者の高齢化とあわせて大きな懸念材料です。

3 地域の動き(先進事例紹介)

◇地域ぐるみで茶園の集積を推進(森町中川上)



レタスとお茶に次郎柿、最近ではスイートコーンの生産が活発な森町において、茶園の集約が進められています。

基盤整備された優良茶園を地域ぐるみで守り活用するために、担い手8人が中心となって、地権者代表や農業委員、JA運営委員等12名で「中川上地区茶園集積検討会」を立ち上げました。貸出希望茶園の受付や調整、地代、契約期間の調整、その他茶園利用に関する課題や問題点の協議を重ねて集積計画をまとめ上げた結果、12月に機構が借り上げました。

(概要) 区域の農地面積：27.2ha
今回集積面積：6.1ha(34人、77筆)
担い手へ貸付け：平成28年3月予定

◇ 農業委員会と連携して農地の借受けを推進

○機構利用意向のある耕作放棄地の借入と貸付け（焼津市）

焼津市農業委員会では農地の利用状況を調査し、このうち回復が可能と判断される耕作放棄地について、農地法第 32 条に基づき農地中間管理事業を利用したいかどうか地主に意向調査を積極的に行っています。調査の結果、機構に貸したいとの意向があった農地については、農地法 35 条の規定に添って、その旨を機構へ通知していました。通知を受けた機構では、県と志太榛原農林事務所、焼津市当局と焼津市農業委員会及び JA 大井川の担当者による評価会を設け、現地調査や農地中間管理事業の適用の可否等を検討してきました。



この取組の結果、機構が耕作放棄の解消を目指して数カ所の農地を借受けることとしております。このうち、塩水被害のみられる水田について、イグサの国産化に取り組んでいる法人が耕作の開始を検討しており、今後の活用が期待されています。

○受け手のいない農地の取組み（伊豆の国市）

伊豆の国市ではイチゴやミニトマトなどの生産が盛んですが、水稻の担い手が少なく、借受け希望のない水田が増えてきています。このため、伊豆の国市当局では、東部農林事務所などと連携して、現時点では受け手のいない農地であっても、機構を介して、今後貸付を進めようとする取り組みを始めました。

これまでの基盤整備によって、一定の区画は整理されているものの、担い手への農地の集約が遅れていることや、園芸用ハウスの介在などから、受け手の見つからない小面積の水田が散在しています。今後、伊豆の国市の意向を踏まえ、機構、農林事務所や伊豆の国市農業委員会、JA 伊豆の国等が連携して、周辺耕作者へのあっせんや新規就農者への貸付けを進めます。

◇ 茶園の荒廃化の防止

香り豊かな川根茶を生産していた島田市川根町笹間の優良茶園が、耕作者の高齢化などに伴って営農が困難となり、島田市に相談がありました。島田市農林課では、地域環境・景観保全に必要な茶園であり、農地中間管理事業による担い手探しと併せて必要な耕作条件の整備に取り組むこととしました。



このため、志太榛原農林事務所を中心に関係機関と検討を重ね、茶園の荒廃を防ぎながら受け手を探すこととなりました。機構では、この茶園の借入れを行い、茶樹の整枝等の最小限の維持管理作業を市内の農業生産法人に委託するとともに「農地耕作条件改善事業」の導入準備を進めています。

4 農地中間管理事業と農業委員会

◇ 農業委員会法の改正の概要とこれからの農地集積

「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」が平成 27 年 8 月 28 日に成立し、9 月 4 に公布されました。これにより農協法と農地法、及び「農業委員会等に関する法律」（農業委員会法）が一括改正されました。このうち、農業委員会法については、農業委員の選任方法の変更や農地利用最適化推進委員の新設などの改正が行われ、28 年 4 月 1 日から施行されます。

特に、農地利用最適化推進委員の新設に関しては、これまでは農業委員会の任意業務であった担い手への農地集積などが、「**農地等の利用の最適化の推進**」として必須業務となりました。

これから、順次各市町の農業委員会において農地利用最適化推進委員が新しく任命され、農地中間管理機構と連携しながら、担い手への農地の集積と集約、耕作放棄地の発生防止や解消、新規参入の促進に取り組まれます。機構においても、今後、市町や JA 等とともに、各農業委員会との連携の強化を図り、新しい制度の下で事業を進めることとしております。

改正前

【必須業務】

- ① 農地法等によりその権限に属させた事項

【任意業務】

- ② 担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消
- ③ 法人化その他の農業経営の合理化
- ④ 農業等に関する調査及び研究
- ⑤ 農業及び農民に関する情報提供
- ⑥ 農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議又は諮問への答申

改正後（H28.4.1～）

【必須業務】

- ① 農地法等によりその権限に属させた事項
- ② 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進

【任意業務】

- ③ 法人化その他の農業経営の合理化
- ④ 農業に関する調査及び情報提供

※農地利用の最適化に関する施策について、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを回して改善していくため、必要がある場合には、関係行政機関に対し施策の改善意見を提出しなければならない

5 お知らせとお願い

◇ 平成 28 年度以降の重点実施区域を募集中

機構では、国や県の指導の下に人・農地プランなどに基づく地域ぐるみの農地集積を、集中的に推進するため、一定の広がりを持つ区域を「重点実施区域」に指定し事業を推進しています。

「重点実施区域」では、関係機関が、地域の方々と一体となって、より集約的な貸借をスピーディに進めます。また、「重点実施区域」に指定されて農地中間管理事業を行うと、「農地耕作条件改善事業」などの基盤整備の優先実施、「経営体育成支援事業」や「茶支援改植関連対策（茶改植支援）」で優遇策が用意されています。区域指定は、農林事務所や市町、JA の推薦を受け機構が、指定しています。

平成 28 年度以降の「重点実施区域」の指定を受けられるよう、積極的な取組をお願いします。詳細は、機構、農林事務所、市町、JA にお問合せ下さい。

・平成 27 年 12 月現在の重点実施区域：27 市町 78 区域

◇ 新規集約面積の精査

農地中間管理事業は、全農地の 8 割を意欲ある担い手の方々に集積するために、新法を制定し予算も確保するとともに、事業実施区域への関連事業の優先配分などの措置が行われています。したがって、国では、農地中間管理事業により担い手に新たに集約された農地面積（新規集約面積）を把握しながら事業を推進するよう求めています。

このため、県では平成 27 年度の新規集約面積の調査を、1 月から開始する予定です。今後、市町、JA に 27 年度に事業を実施した農地について、報告等をお願いすることになります。年度末を控え業務多忙のところですが、この調査結果は、機構集積協力金の予算確保などに影響する重要な調査ですので、ご理解とご協力をお願いします。

◇ 農地中間管理事業市町・JA 説明会の開催

農地中間管理事業の活用を中心とした農地利用集積を着実に推進するため、平成 27 年度の実施状況、平成 28 年度の事業推進方針、農業委員会の役割、耕作放棄地再生対策、平成 28 年度の機構集積協力金等について説明及び協議を行います。

市町、農業委員会及び農業協同組合の実務担当者等にお集まりをお願いします。

- ・日 時 **平成 28 年 1 月 25 日（月） 13：00～16：30**
- ・会 場 もくせい会館 ふじホール（静岡市葵区鷹匠 3-6-1）
- ・主 催 静岡県（経済産業部農林業局農業振興課）公益社団法人静岡県農業振興公社
- ・共 催 静岡県農業会議、静岡県農業再生協議会、静岡県担い手育成総合支援協議会
- ・参 集 市町担当課、市町農業委員会、農業協同組合、農林事務所ほか

◇ 相続登記はお済みですか？ 【静岡県司法書士会からのお知らせ】

農地等を所有していた方がお亡くなりになると、その農地を含む不動産について相続登記が必要になるところ、近年、農地については、相続登記をすることのメリットが見いだせないという理由で、相続登記がされずに放置されてしまう、といったことが見られます。

しかし、相続登記を放置しておくと、さらに相続が発生することにより相続人の数が増加し、いざ相続登記をしようとも相続人全員の同意を得ることが困難になるおそれがあります。また、相続登記が放置されてしまうと、登記記録から現在の所有者を容易に把握することができなくなってしまいます。

そうはいつても、相続登記を進めるためには、具体的にどのようにすればよいか、またどういった費用がかかるか、といったことも気になるかと思えます。

私たち静岡県司法書士会では、下記のとおり、無料による電話相談を実施しておりますので、お気軽にご相談ください。

静岡県司法書士会 無料電話相談窓口【司法書士総合相談センターしずおか】

月～金曜日 14 時～17 時 ☎ 054-289-3704

（農地中間管理事業に関するお問合せ先）

静岡県 農地中間

検索

農地中間管理機構（公益社団法人 静岡県農業振興公社） s-kikou@shizuoka-nk.or.jp					
本社	農地集積課	電話	054-250-8989	420-	静岡市葵区追手町 9 番 18 号 静岡中央ビル 7 階
		FAX	054-250-8993	0853	
駐在	東部駐在	電話	055-924-3993	410-	沼津市高島本町 1-3 東部農林事務所企画経営課内
		FAX	055-924-3994	0055	
	中部駐在	電話	054-646-2122	426-	藤枝市瀬戸新屋 362 の 1 志太榛原農林事務所企画経営課内
		FAX	054-646-2123	0075	
在	西部駐在	電話	0538-35-1335	438-	磐田市見付 3599 の 4 中遠農林事務所企画経営課内
		FAX	0538-35-1336	8558	

